

3. 奈良市の食材  
＜奈良市の農産物＞

米



トマト



いちご



大和茶



なす



レタス



<大和の伝統野菜（特に奈良市）>

干筋みずな



ひもとうがらし



大和丸なす



祝だいこん



紫とうがらし



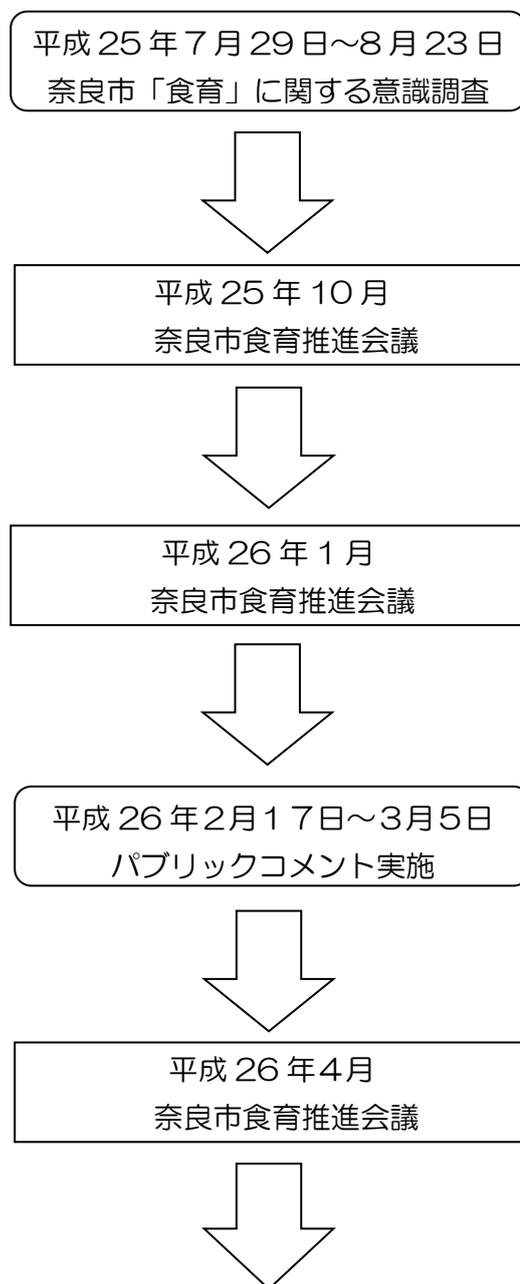
大和きくな



---

#### 4. 策定経過／推進会議設置要綱／委員名簿

##### ■ 策定経過



第2次奈良市食育推進計画策定

---

■ 奈良市食育推進会議設置要綱

〔平成19年3月22日〕  
奈良市告示第155号

(目的及び設置)

第1条 食育基本法(平成17年法律第63号)に定める食育に関する基本理念にのっとり、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、奈良市食育推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 本市の食育推進計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 推進会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて意見を聴き、又は会議に際して関係者に対し資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、奈良市保健所において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

■ 奈良市食育推進会議委員名簿

(五十音順、敬称略、平成26年4月1日現在)

| 所 属                    | 役職名等    | 氏名     |
|------------------------|---------|--------|
| 市民生活協同組合 ならコープ         | 理事      | 泉 育代   |
| 大和高原野菜研究会<br>(大西農園代表)  | 事務局長    | 大西 衛   |
| 奈良県農業協同組合奈良・天理・山辺地区統括部 | 部長      | 木村 裕成  |
| 奈良県栄養士会奈良市支部           | 会員      | 砂村 幸子  |
| 奈良女子大学生活環境学部食物栄養学科     | 名誉教授    | 塚本 幾代  |
| 帝塚山大学現代生活学部食物栄養学科      | 准教授     | 野口 孝則  |
| 株式会社 菊水楼               | 和食 料理長  | 松浦 菊美  |
| 東大寺塔頭清凉院               | 住職      | 森本 公穰  |
| 奈良市医師会                 | 学校医部会理事 | 安田 純也  |
| 奈良市食生活改善推進員協議会         | 会長      | 吉田 由美子 |